

春日井市観光によるにぎわい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、観光によりまちの魅力を高めるとともに、人的、経済的な交流を活性化させるため、地域資源を活用したにぎわい創出に資する事業を行う者に対し補助金を交付することとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、市税を滞納していない者かつ春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人事業主
- (2) 市内に活動拠点を有する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める法人、個人事業主及び団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、春日井市観光によるにぎわい創出基本計画の趣旨に沿うものとして、地域資源を活用して実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 旅行商品の造成及び販売
- (2) 土産品の企画開発及び販売
- (3) 誘客イベントの開催
- (4) ワークショップ、セミナー等の開催等による観光人材の育成
- (5) 前各号に掲げるもののほか地域資源を活用したにぎわいの創出が見込まれる事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助事業の対象としない。

(1) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの

(2) 公序良俗に反するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費であつて、次に掲げる経費のうち、事業運営母体の管理に要する経費及び食糧費を除いたものとする。

(1) 開発製作費

(2) 広告宣伝費

(3) 会場設営費

(4) 会場利用費

(5) 講師、出演者等謝金

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が補助事業に要する経費として認めるもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、一の補助事業につき、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とし、300,000円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金の申請をしようとする者は、観光によるにぎわい創出事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 市税調査承諾書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 事業提案書

(4) 組織の概要及び現に行っている事業内容に関する書類（個人事業主にあつては、現に行っている事業内容に関する書類）

(5) 旅行業又は旅行業者代理業を営むものにあつては、登録票の写し

- (6) 法人にあつては、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - (7) 個人事業主にあつては、直近申告分の所得税確定申告書の写し
 - (8) 団体にあつては、団体の定款又は規約等
 - (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第7条 市長は、規則第4条第1項の交付の決定を行ったときは、観光によるにぎわい創出事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査に当たっては、補助金の交付の可否について、春日井市観光によるにぎわい創出推進会議に諮問しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、規則第9条の実績報告を行う場合、観光によるにぎわい創出事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第6号様式）
- (2) 収支決算書（第7号様式）
- (3) チラシ、パンフレット等補助事業の実施内容を証するもの
- (4) 補助事業に係る支出を証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

- 2 市長は、規則第10条の補助金額の確定をしたときは、観光によるにぎわい創出事業補助金確定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた申請者から請求書を受理したときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

（検査等）

第10条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において報告書の提出を命じ、又は実地において検査することができる。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業の実態が、申請内容と著しく異なるものであることが判明したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 前条に規定する指示、報告の求め又は検査に正当な理由なく応じないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当でないと認めたとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日井市観光によるにぎわい創出事業補助金交付要綱の規定は、令和6年3月19日以後の補助金に係る申請について適用し、同日前の補助金に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市観光によるにぎわい創出事業補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市観光によるにぎわい創出事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年3月18日から施行する。
- 2 改正後の春日井市観光によるにぎわい創出事業補助金交付要綱の規定は、令和7年3月18日以後の補助金に係る申請について適用し、同日前の補助金に係る申請については、なお従前の例による。